パンダ	Vanda Jones	草花
（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第五十四号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の六十八第一項第四号、第三十六条第一項及び第二項（同法第七十二条の三において準用する場合を含む。）並びに第三十七条第一項の規定に基づき、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（新たな事業分野を開拓する会社等の範囲等） **第六十六条**　法第十一条の六十八第一項第四号の農林水産省令で定める会社は、次のいずれかに該当する会社であって、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。次項第二号において同じ。）に登録されている株式の発行者である会社（以下この条において「上場会社等」という。）以外の会社（第十二号に該当する会社にあっては、上場会社等を含む。）とする。 一～八　（略） 九　円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）第二十七条第一項の規定による権利変更決議の認可の決定を受け、又は同法第十一条に規定する権利変更議案につき同法第二十条第一項に規定する議決権者の全ての同意を得た会社 十～十二　（略） ２　（略） ３　前二項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した次の各号に掲げる会社（以下「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権を処分基準日（当該各号に規定する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは当該農業協同組合連合会に係る法第十一条の六十八第一項第四号の農林水産省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該農業協同組合連合会又はその子会社が有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権数（法第十一条の六十九第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この項、第七十条第一項第五号、第七十四条第一項第三号及び第二項、第二百三十条第五号並びに第二百三十一条第一項第十号から第十三号までにおいて同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該農業協同組合連合会又はその子会社の有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。 一　（略）	（新たな事業分野を開拓する会社等の範囲等） **第六十六条**　法第十一条の六十八第一項第四号の農林水産省令で定める会社は、次のいずれかに該当する会社であって、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。次項第二号において同じ。）に登録されている株式の発行者である会社（以下この条において「上場会社等」という。）以外の会社（第十一号に該当する会社にあっては、上場会社等を含む。）とする。 一～八　（略） （新設） 九～十一　（略） ２　（略） ３　前二項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した次の各号に掲げる会社（以下「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権を処分基準日（当該各号に規定する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは当該農業協同組合連合会に係る法第十一条の六十八第一項第四号の農林水産省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該農業協同組合連合会又はその子会社が有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権数（法第十一条の六十九第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この項、第七十条第一項第五号、第七十四条第一項第三号及び第二項、第二百三十条第五号並びに第二百三十一条第一項第十号から第十三号までにおいて同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該農業協同組合連合会又はその子会社の有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。 一　（略）

パンダ	Vanda Jones	草花
（略）	（略）	（略）